

○草加市特別職報酬等審議会条例

昭和39年11月5日

条例第43号

改正 昭和40年12月1日条例第42号

昭和45年3月31日条例第12号

昭和46年8月3日条例第31号

昭和53年3月31日条例第1号

昭和54年10月1日条例第23号

昭和57年3月31日条例第3号

平成11年12月22日条例第27号

平成14年9月25日条例第37号

平成18年12月27日条例第53号

平成20年9月4日条例第23号

平成27年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、草加市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものものの報酬等の額並びに市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平14条例37・平18条例53・平20条例23・平27条例5・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、草加市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

(平11条例27・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(平11条例27・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年条例第42号)

この条例は、昭和40年12月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第12号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第23号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 27 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 37 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 53 号）抄

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 5 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。